

入院や施設入所などの際に求められる保証人、身元引受人や緊急連絡先を担うサービスが広がっている。少子高齢化や核家族化で「頼れる身内」が減っていることが背景にあるが、そもそも法律上の位置付けが曖昧なケースも少なくない。専門家は「契約書などで役割や責任も確認した上で対応を検討すべきだ」と指摘している。

## 入院・施設入所時などに要求



# 身元保証 誰に頼めば

「頼れる身内」おらず、業者に依頼

きつかけは引っ越しだった。男性は昨夏、長年勤めた大手企業を退職し、賃貸住宅に転居しようとしていた。希望する物件の審査申し込みの書類を記入する際、緊急連絡先の欄でペンが止まつた。81歳で高齢者住宅に入居する父の存在を不動産会社の担当者に話すと「別の人間にできないか」と再考を促された。

判断能力が低下した際の財産管理、医療に関する「いざ」という時の意思表示、遺言書の作成——一般社団法人「いきいきライフ協会」（横浜市）の事務所で1月下旬、IT（情報技術）コンサルタントの男性（50）が身元保証契約を進めていた。「独身で身寄りは高齢の父ぐらい。自分が倒れた時、身の回りのことはどうなるのか考えた」

保する必要性に早く気が付いて良かった」と話す。

同協会の身元保証サービスには、公正証書に基づく終末期の意思表示の代理なども含まれる。同協会や司法書士法人などで構成するオーシャングループの黒田泰代表は「食事も受け付けなくなつた患者の『延命措置を望まない』意向を公正証書を基に医師に伝えたこともある」という。

国は病院や福祉施設について「身元保証人などがないことはサービス提供を拒否する正当な理由に当たらない」との見解だが、司法書士の全国組織（成年後見センター・リーガルサポート（東京・新宿））の調査では、全国97病院と506介護施設のうち「入院・入

るが、配偶者に先立たれたり高齢者などにとって「2人の身内の身内」のハードルは決して低くはない。

矢田尚子・日大准教授（民法）は「入院費などの債務保証を想定した民法の規定はあるが、病院などを求める『保証人』『引受け人』の役割や責任は一律がない。個別に確認した方がいい」と話す。

ツトカード番号を登録する制度導入などの対応を迫られた。身元保証を引き受けるNPO法人、りすシステム（東京・千代田）の杉山代表理事は「保証金制度などで対応できる保証人と違い、今後は身元引受け人の問題がより深刻になる」と指摘。「身寄りがなく最終的に困るのは自分自身。平穡

高齢者、切迫した状況で契約

の見極めも重要な。」

「事前に専門家に相談を」

身元保証サービスを巡つる」とし、あらかじめ行政機関や弁護士などの専門家に確認するよう提言した。成年後見センター・リーがルサポートの西川浩之専務理事は「成年後見制度と、それを補充する財産管理等は利用者が実態を把握できず、チェック体制など業者は委任契約などで大抵の問題は

日本ライフ協会の問題を証人を立てるのは当たり受け、内閣府消費者委員会「前」という思考停止が最大は「身元保証等高齢者サポート事業」の問題と指摘。「医療やト事業」に関する調査を介護など公的保険がある分実施。報告書は「高齢者が切野では、身元保証も含めた迫した状況で複雑な契約を制度の在り方を議論すべき行う場面もあると推察されだ」と話す。

身寄りのないケースは今後も増えるとみられる。内閣府によると、2015年の

所時に身元保証人を求める」ケースは9割を超えた。

「高齢で妻以外に身寄りがないが、入院費用を支払つ資力があると言つても身